

八王子市立陶鎔小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立陶鎔小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ①未然防止…支持的な学級・学年風土の醸成いじめ防止等に関わる授業
- ②早期発見…児童の困り感を見逃さない教職員の育成
- ③早期対応及び組織的対応…学校いじめ対策委員会の定期的開催、専門家や関係機関との連携

〇令和8年度の重点項目

「学校いじめ対策委員会」核としたいじめに関する情報共有と、当該事案への迅速・的確・組織的な対応

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- 《「学年で対応する」という意識を常にもつ教職員であること》
- ①各学年の児童の実態から浮上する諸課題とその善後策について、学年として共通の認識をもち、組織的に対応する。
 - ②各学級で把握・対応している生活指導事案やいじめ事案を、学年単位で確実に情報共有するとともに確実に記録する。
 - ③②により、「学校いじめ対策委員会」が各学年のいじめ事案を確実に把握（学校単位で情報共有）し、必要な対応を取る。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週火曜日 15時05分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ①【把握】いじめが疑われる事案は、「学校いじめ対策委員会」を核として学校全体で共有し、必要がある場合はいじめの有無を判断するための調査を行う。
- ②【対応】①について同委員会が「いじめ」として認知した場合は、同委員会が対応策を協議し、その旨を保護者に伝える。
- ③【解消】いじめの解消は、「学校いじめ対策委員会」で、（ア）いじめが止んでいる状態が3か月以上続いている、（イ）被害児童が心身の苦痛を感じていない…の二者を満たしたときに限る。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」「市いじめ防止等に関する基本的な方針」の共通理解
- 6月 「重大事態の理解と対応」 講師 SC：柴田 昌子
- 8月 「いじめへの組織的な対応」 講師 校長：島田 学
- 12月 「いじめの防止と発生した場合の対処 Q&A の活用」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 「いじめ総合対策【第3次一部改訂版】下巻」による
- ①いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
 - ②互いの個性の理解
 - ③よりよい人間関係の構築
 - ④規範意識の醸成を中心に必要な指導を教育活動全体を通じて適宜行う。

SOSの出し方に関する授業

- ①児童が様々な困難・ストレスへの対処法を身に付けられるよう教育活動全体を通じて適宜指導する。
- ②4つのキーワード（STARS）を定着させる。
Self-Esteem…自尊感情を涵養する。
Trusted Adults…信頼できる大人に話す。
Community Resources…地域の相談窓口相談する。
Help Seeking Skill…SOSの出し方を身に付ける。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ①6月及び10月に特別の教科道徳において「生命の尊さ（思いやり）」の授業を全学級で行う。
- ②夏季休業開始前の朝礼等において、校長より「いのちの大切さを共に考える」内容の講話を行う。

児童の自己肯定感を高める取組

- あらゆる教育活動を通して、自他ともに認め合う児童を育成し、支持的な学級・学年風土の醸成をめざす。
- ①学期ごとにまたは大きな行事を終えるごとにキャリアパスポートで振り返り、発表する。
 - ②話の聞き方「あいうえお」を全校的に取り組む。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、関係機関や専門家等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。